

2020年（令和2年）8月28日

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地

電 話 075-211-5920

F A X 075-746-5207

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する
検討委員会報告書（令和2年8月19日）に対する声明
—詐欺的定期購入商法への対応について—

当団体は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

当団体は、合計4社の欺瞞的なお試し価格・定期購入商法を展開する事業者に対して、平成27年1月11日、同年12月15日、令和元年9月13日に、景品表示法を根拠に、差止請求訴訟を提起しており、この問題に先駆的に取り組んできた。また、令和2年7月3日に、「欺瞞的なお試し価格・定期購入商法について特定商取引法に基づく徹底的対応を求める意見書¹」を消費者庁等に提出している。

今般、消費者庁に設置された、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」が、令和2年8月19日付けで報告書（以下「本報告書」）を公表したので、これに言及されている「詐欺的な定期購入商法」への対応について意見を述べる。

本報告書では、①「詐欺的な定期購入商法」に該当する定期購入契約を念頭に、独立の禁止行為として規制の実効性を向上させること、②「詐欺的な定期購入商法」で意に反して申込みを行わせる申込みを行わせる悪質事業者を念頭に、解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する必要があると述べられている。

¹ <http://kccn.jp/20200703ikensho.pdf>

定期購入に関する相談は近年急増しており（本報告書（7頁・注13））、「詐欺的な定期購入商法」は、社会問題化していると言っても過言ではない。また、新型コロナウイルス禍では、インターネット販売の重要性が益々高まっていると予想されるところ、本報告書において、「詐欺的な定期購入商法」の規制を強化する方向性が明確に打ち出されたことは高く評価したい。できるだけ早期に実効性ある具体的な法改正を実現してもらいたい。

ただし、規制を実効的なものにすることができるかは、「詐欺的な定期購入商法」として、具体的に何を禁止するかにかかっている。

この点、「詐欺的な定期購入商法」の本質的問題は、初回購入限定などとして、無料又大幅な割引価格を消費者に訴求し、消費者に「一度試してみて、2回目以降に商品を買うかどうかは自由である」との認識を与えているにもかかわらず、この認識とは両立し得ない、定期購入の条件を附帯させていることにある。

「初回無料」などの表示は、定期購入の条件と実質的に矛盾するものであり、このような矛盾表示を許してしまっていることが、被害が後を絶たない理由である。従って、端的に定期購入を条件としている場合に、初回無料などの表示を禁止することを法制化すべきである（当団体令和2年7月3日付意見書参照）。

「詐欺的な定期購入商法」により消費者が契約した場合、当該契約は消費者契約法等によって取り消し得るものであるが、実際には、事業者が要件該当性を争われ、直ちに解決できないことも多い。「詐欺的な定期購入商法」を独立の禁止行為にすると同時に、解除権等の民事ルールを設けることが、この商法の消費者被害根絶のために絶対に必要である。

最後に、当団体令和2年7月3日付意見書意見では、欺瞞的なお試し価格・定期購入商法に対して適格消費者団体が適切に差止め請求権を行使できるようにするため、通信販売に係る差止請求権（特商法第58条の19）の対象に、以下の行為を含めることを求めている。

①特定商取引法12条によって禁止される虚偽誇大広告のうち、「主務省令で定める事項」にあたる販売価格や支払いの時期等の「法第11条各号に掲げる事項」（特商法施行規則11条4号）について、著しく事実に相違する表示をし、または実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をする行為。

②顧客の意に反して申込みをさせようとする行為（特商法14条1項2号・特商法施行規則16条1項1号及び2号）

しかしながら、本報告書には、適格消費者団体の差止請求について言及されてい

ない。欺瞞的なお試し価格・定期購入商法の根絶のためには、特定商取引法において、行政による厳正な処分の執行とともに、適格消費者団体による差止請求の対象にも含め、被害を広く予防する必要があるから、適格消費者団体による通信販売に係る差止請求権（特商法第58条の19）の対象に、上記の行為を含めるべきである。

以上の通り、声明する。